

野上記念法政大学能楽研究所 共同利用・共同研究拠点 能楽の国際・学際的研究拠点

野上記念法政大学能楽研究所は2013年度より文部科学省の定める共同利用・共同研究拠点に認定されました。

本プロジェクトは、国際・学際的視野による能楽研究を確立することを目的とし、国内外の研究者と共同して、豊富な文献資料に基づく実証的研究を進めるとともに、総合芸術としての能楽に対応した多様な視点による新たな研究の創造、国際的研究のための方法論の共有を目指すものです。

この目的達成のために拠点の事業として、以下のテーマに沿った2013年度の共同研究課題の公募をおこないます。

【共同研究課題の公募】

1、公募のテーマ

以下のいずれか一つ、または複数のテーマに沿った課題であることが求められる。

- ① 能楽資料に基づく文献学的研究
- ② 能楽の歴史に関わる実証的研究
- ③ 能楽の演出・技法、現代の上演等に関わる研究
- ④ 国際・学際的視野による新たな方法論構築を目指した能楽研究

2、応募資格

- ・大学そのほかの研究機関（能楽堂・美術館・博物館等を含む）に所属する研究者（常勤、非常勤は問わない）、博士の学位を取得した者ならびに拠点運営委員会が認める者。

3、研究期間

- ①2013年度～2014年度 2年間
 - ②2013年度～2015年度 3年間
- ・申請は①と②、どちらか一方を選択すること。
 - ・2013年度の予算執行は8月頃からを予定している。

4、共同研究組織

- ・共同研究チームは、研究代表者1名と研究分担者若干名で構成されること。
- ・必要に応じて、別途、拠点への申請により研究協力者を加えることができる。

- ・日本学術振興会特別研究員等、他機関の専従義務がある研究者は、研究代表者になることはできないが、研究分担者・研究協力者としての参加は可能である（専従義務のある機関に本人の責任で届け出をおこなうこと）。
- ・日本学術振興会特別研究員の参加はPDに限り、DC1・DC2は研究分担者・協力者になることはできない。

5、研究経費の留意点

- ・研究経費は年度あたり一課題につき100万円程度とする。
- ・予算は単年度方式であり、次年度以降に繰り越すことはできない。複数年にわたる課題であっても、各年度の成果を報告するとともに年度ごとに再申請をする必要がある。
- ・予算の執行は文部科学省「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」および、法政大学が定める規定にもとづく。
- ・研究費は共同研究のために支給されるものであり、個人に配分して個別に使えるものではない。拠点事務局が経費の管理・処理、物品・役務の調達・管理等を一括しておこなう。研究代表者は責任をもって研究費の全体を掌握することが求められる。

6、研究遂行上の留意点

- ・課題採択者は能楽研究所の客員研究員として当該研究課題を遂行する。
- ・課題採択者には調査・研究会等への参加の旅費を予算の範囲内で支給する。
- ・課題採択者は研究成果の公開に寄与することを求められる。
- ・研究代表者は計画終了時に研究成果報告書の提出が義務づけられる。

7、応募方法

- ・応募は研究代表者が所属する機関の了解を得たうえでおこなう。
- ・応募をする研究代表者は、研究分担者と事前に連絡をとり、その承諾を得ること。
- ・提出は電子メール添付にておこなうこと

①提出書類 共同研究申請書 2013年度～2014年度2年間（様式A）
共同研究申請書 2013年度～2015年度3年間（様式B）

②応募期限 2013年7月31日（水）必着

③送信先 kyoten-nohken@ml.hosei.ac.jp

④採否 2013年8月上旬頃、応募者（研究代表者）にメールで通知する。

7、問い合わせ先

野上記念法政大学能楽研究所 拠点事務局 TEL 03 (3264) 9815